

具体的な事例から学ぶ

～考えよう！自分のこととして～

No. 26

発行：山口県教育委員会
令和 7 年 6 月 2 7 日

1 テーマ 「SNS・ICT機器等の適切な利用」

- 近年のICT技術の急速な進展に伴い、以前には発生していなかったトラブルや不祥事が発生する危険性が高まっています。
- 他県で実際に発生している事例も踏まえ、日常的なリスクを認識するとともに、自身の行動や意識を確認しましょう。

2 事例（近年実際に発生した事例）

【A県の事例】 ～盗撮した写真データをグループチャットで共有～

教諭Aは、県内の施設で女儿の下着を盗撮し、SNSのグループチャット（異なる都道府県の複数名の教員が参加）で画像を共有していた容疑で逮捕された。

【B県の事例】 ～生徒や保護者の承諾を確認せず生徒の写真をSNSで発信～

教諭Bは、勤務校の運動会において、生徒の様子を自身のスマートフォンで撮影し、生徒や保護者の承諾を確認せず、自身のInstagramに投稿した（投稿内容を見た保護者から学校に相談があり、事案が発覚した）。

【C県の事例】 ～生徒の成績データを誤ってクラウドにアップし、情報流出～

教諭Cは、1学期の成績データを教職員用クラウドにアップした際、誤って児童生徒も閲覧可能なクラウドに成績データをアップし、複数名の生徒が当該データを閲覧する事態を生じさせた。

【D県の事例】 ～授業中の私物のタブレット利用により不適切な画像を表示～

教諭Dは、授業での私物のタブレット利用は校内規定で禁止されているにもかかわらず、個人の判断で自身の私物タブレットを利用して授業を行っていた際、自身のタブレット内に保存されていたわいせつ画像を大型モニターに表示させた。

【E県の事例】 ～オンラインカジノ利用で懲戒処分～

県職員Eは、令和4年から令和5年にオンラインカジノで違法賭博を行ったとして、令和7年3月に賭博罪で略式命令を受け、同年5月に減給6月の懲戒処分を受けた。

【F県の事例】 ～歌声をライブ配信し、副業で懲戒処分～

教諭Fは、インターネット動画配信サービスで、自身の歌声を5年にわたってライブ配信し、視聴者が配信者に送金する「投げ銭」で計約162万円を得たとして戒告の懲戒処分を受けた。

3 自身の認識や行動を確認してみましょう

- 友人との連絡（LINE等）やSNSの発信（X：旧ツイッター等）を行う際、公務員として適切な利用に留意している。
- 業務に関するデータをクラウドにアップする際、保存データや保存先を十分に確認している。
- 教育活動上のICT機器の利用について、校内規定を遵守している。
- オンラインカジノは違法行為であることを認識している。
- インターネット上の活動を含めて、任命権者の許可を受けず、公務員が副業を行うことは地方公務員法で禁止されていることを認識している。